

父が遺した 連帯保証債務

法律で解決!

中小企業トラブルは怖くない!

監修 宮下正彦 弁護士

事例

父が亡くなり、旅館とともにその経営を継いだ角川さん。経営状態は帳簿を見る限り安心していたので、普通に相続するつもりでした。ところが、一ヶ月を過ぎたところ、ある金融会社から、父親の知人の会社がこの債務を連帯保証しているとの連絡が入りました。まったく寝耳に水でどうしてよいのかわからず、角川さんは宮下弁護士を訪れました。

宮下 お父様が連帯保証人になっていらしたことは、生前に聞かされていなかったのですね。
角川 はい。

宮下 連帯保証人になる時点では、多くの方が、実際に負債を背負うことはないだろうと考え、契約書をきちんと保管していないケースも多いようです。しかし、実際には債務者が支払いをしなければ、すべての責任が自分に降りかかってくるものです。

角川 かなりの金額です。旅館以外に父親が残してくれた金銭もあるのですが、そのお金を使い切り、旅館を売り払っても全然足りません。やはりそうぞくを放棄するしかないのでしょうか。

宮下 相続を放棄すると、借金は負いませんが、旅館を手放すことになるかもしれませんよ。
角川 うーん。小さいながらも三代続いた旅館なので、手放すのは…。旅館がなくなると、明日からの仕事にも困りますし。

相続には三種類ある

宮下 「限定承認」という制度をご存知ですか。相続に対応する方法には三種類あります。一つは「単純承認」。これは被相続人の権利・義務を無制限、無条件に承継することで、借金の額が遺産の額より多い場合、相続人は遺産に自分の財産も加えてその借金を返済する必要があります。二つ目が「相続放棄」

で遺産があっても相続の一切を放棄することです。もう一つが「限定承認」。これは相続人が相続によって得た財産を限度として被相続人の債務を負担するもので、もし親が遺した借金があっても、相続財産の範囲内で返済すれば、それ以上は自分の財産から支払う必要はありません。

角川 限定的に承認するわけですね。そんなに都合のよい制度があるなんてなんだか騙されてみたいだな…。

宮下 ハハハ。そんなことはありません。ただ、手続きが少し面倒ですし、多少コストもかかるので、それほど多く用いられている制度とはいえません。また、限定承認をした場合、相続人に所得税が発生する場合があります。単純承認や相続放棄と比べ必ずしも有利になるとは限らない場合があります。

限定承認の具体的な流れ

宮下 限定承認を行うには、まず、相続の開始の事実を知った時から三か月以内（この期間を「熟慮期間」という）に、相続人全員が共同で家庭裁判所に対して申立てを行う必要があります。（民法九一五条、九二三条）。熟慮期間中に相続放棄又は限定承認の手続きを行わなかった場合は、自動的に単純承認をしたものとみなされます（民法九二一条）。
角川 もう、時間がありませんね。熟慮して

いる時間なんてありませんよ。
宮下 そうですね。ただ、もし三か月以内に借金の額などを調べ切るのが難しいようなときには、「相続の承認又は放棄の期間の伸長申立書」を家庭裁判所に提出すれば、三か月を過ぎても数ヶ月間は、相続方法を選択する期間の延長が認められる場合があります。

角川 申立てはどう行うのですか。
宮下 被相続人であるお父様が最後に住んでいた住所にある家庭裁判所に「家事審判申立書（相続の限定承認）」、「被相続人の戸籍謄本」、「相続人全員の戸籍謄本」、「財産目録」を提出します。限定承認の申立てをした相続人は、申立て後5日以内に限定承認をしたことと、被相続人の債権者は二か月以上の一定期間（この期間を「公告期間」という）内に申出をすべき旨を官報に公告する必要があります（民法九二七条）。

角川 その間、旅館は営業できますか。
宮下 相続人は角川さんと妹さんだけです。
角川 はい。ただ、妹は会社員で、旅館をしているのは私だけです。

宮下 相続人が複数いる場合、家庭裁判所は、相続人の中から相続財産の管理人を選任します（民法九三六条）。角川さんか妹さんが選任されることになりませんが、通常であれば角川さんが相続財産管理人に選任されるでしょうから、旅館は通常どおり、営業できますよ。仮に妹さんが選任されても、妹さんと喧嘩でもしない限り、問題ありませんが。

角川 それなら安心だ。
宮下 それだけで安心しないで下さい（笑）。先ほど出てきた公告期間が終了したところで、角川さんと妹さんは、相続した財産で債権者に対して弁済しなくてはなりません（民法九二七条）。

角川 でも、相続したお金だけでは払いきれませんよ。
宮下 そうすると、原則として不動産を競売にかけなくてはなりません。

角川 それじゃ、やっぱり旅館は売れちゃう